

税理士法人

1. 税理士法人制度の概要

近年、企業を取巻く経営環境の変化に伴い、企業の税理士に対するニーズも多様化してきている中、次のような社会的要請に応えるため、平成 14 年に税理士法人制度が創設された。

経済が複雑化、多様化、高度化する中で、納税者のニーズに的確に応えるために税理士業務を共同して、より高い業務の信頼性を確保すること。

資格者による経済的かつ安定的な業務提供が確保できること。

責任能力の充実（無限連帯責任）が図られること。

規制緩和推進の観点から、納税者の利便向上に応えられること。

(1) 使命

税理士法第 1 条は「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定し税理士の使命を定めている。

税理士法人には、この「税理士の使命」が準用される（法 48 条の 16）。

(2) 特別法人

税理士法人は、税理士法に基づき、社員を税理士に限定した特別法人とされ、会社法上の合名会社に準じている。

税理士法人は、合名会社に準じて次のような特色を持っている。

すべての社員が、会社債権者に対し、直接に連帯して無制限に責任を負う。

社員の信頼が会社の実質的な基礎となり、社員の個性が重視される人的会社である。

すべての社員が会社の業務執行を行う権利を有し、義務を負う。

出資方法は、金銭及び現物出資だけでなく、信用・労務等の無形財産の出資も可能である。

社員の地位（持分）の譲渡には、他の社員全員の承諾が必要になる。

株式会社とは異なり、所有と経営が一致した組織体である。

(3) 人的構成

税理士法人の人的構成として、次の要件が課されている。

社員は、税理士に限られること。

社員の数は、2人以上であること。

社員の内に、税理士法に規定する欠格事由に該当する者がいないこと。

(4) 業務内容

税理士法人とは、税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して設立した法人（法48条の2）であるので、その行う業務は、税理士法第2条第1項に規定する税理士業務となる。また、税理士業務以外にも、税理士業務に付随して行う会計業務（法2条2項）や税理士業務に付随しないで行う会計業務（規21条）、補佐人業務（法2条の2）を行うことができる（法48条の5、48条の6）。

税理士法人の社員は、税理士法人の業務範囲に属する業務と同じ業務範囲を目的とする他の法人の役員になることや他の税理士法人の社員となることはできないこととされている（法48条の14）。

2. 税理士法人の設立

(1) 定款の性格

税理士法人を設立するには、その社員になろうとする税理士が、共同して定款を定めなければならない（法48条の8第1項）。定款は公証人の認証を受けなければ、その効力を有しない（法48条の8第2項、会社法30条1項）。

また、税理士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立するものとされている（法48条の9）。すなわち、税理士法人は、法定の要件を満たせば、主務官庁の許認可を要さず、設立登記により当然に法人格を取得するという準則主義に基づき設立される。

(2) 定款の作成

定款の記載事項は、絶対的記載事項、相対的記載事項及び任意的記載事項に分けられ、定款を有効とするには、社員全員が署名又は記名押印しなければならない。

絶対的記載事項

定款に記載されないと、定款の無効だけでなく、税理士法人自体の設立の無効をきたす事項である。

相対的記載事項

定款に記載しなくとも定款の効力に影響はないが、定款に記載しなければ法律上の効力が生じない事項である。例えば、代表社員、社員の脱退事由、存続期間、解散事由、解散時の財産の処分方法、定款変更に関する事項等である。

任意的記載事項

定款に記載しなくとも定款の効力に影響がなく、また、定款に記載しなければ法律上の効力が生じないというものではないが、任意に記載される事項である。例えば、社員の役員報酬の決定方法、会計年度、利益処分に関する事項等である。

(3) 絶対的記載事項（法 48 条の 8 第 3 項）の留意点

目的（1号）

税理士法人の目的は、税理士法第 48 条の 5、第 48 条の 6 で定める業務の範囲内で定款に自由に定めることができるが、税理士法第 2 条第 1 項に規定する税理士業務を必須として、同条第 2 項の税理士業務に付随して行う会計事務、税理士法施行規則第 21 条に規定する税理士業務に付随しないで行う会計事務及び税理士法第 2 条の 2 に規定する補佐人事務に限定されている。

したがって、税理士法人の定款における「目的」には、会社法上の株式会社等の定款において通常規定される「その他前各号に附帯する一切の業務」等の記載は、認められないこととなる。

名称（2号）

(ア) 税理士法人は、税理士が共同で設立する法人であることを明確にするため、その名称中に「税理士法人」という文字を使用しなければならない（法 48 条の 3）。

(イ) 会社法の改正により類似商号の禁止規定はなくなったが、改正前から税理士法人の名称には、商業登記法の類似商号登記の禁止規定は準用されていなかった。

しかし、同一市町村内で類似名称の使用による誤認混同によって納税者に混乱を生じさせないように、十分留意しなければならない。

(ウ) 氏又は氏名以外の文字を用いようとするときは、税理士法人としての品位を損なう、又は公序良俗に反する恐れがある名称を用いてはならない。

(エ) 名称は、漢字、平仮名又は片仮名で表記するが、外国文字については、ローマ字、アラビア数字その他法務大臣の指定する符号等を用いることができる。

(オ) 名称中に、省庁等や国、都道府県、市町村の名称を用いることにより、公的機関と誤認混同されないように留意しなければならない。

(カ) 弁護士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士等、他の法律により認められた資格を有する税理士が社員であっても、これらの名称を用いてはならない。

(キ) 従たる事務所の名称には、主たる事務所の名称とともに、従たる事務所であることを示す文字（支所、支店等）を用いる。

(ク) 磁気ディスクで税理士法人名簿を作成するので、原則として「税理士法人」

の5文字を含めて30文字以内とされている。30文字を超える場合は、届出時に30文字以内の略名称で受理され、名簿の備考欄に正式名称が記載される。
(ウ)税理士法人名簿の管理上、「税理士法人」又は「税理士法人」が望ましく、「税理士法人」は従たる事務所名称と誤認される恐れがあるので、極力避けるべきである。

事務所の所在地(3号)

税理士法人の事務所の所在地については、主たる事務所と従たる事務所の全部を記載しなければならない。主たる事務所とは、税理士法人の活動の中心をなす場所をいい、従たる事務所とは、主たる事務所から独立した事業活動の場所をいう。

なお、いずれの事務所にもその事務所所在地の所属税理士会の会員である社員を常駐させなければならない(法48条の12)。

また、事務所を移転・廃止した場合には、定款を変更しなければならない(法48条の13第2項)。

社員の氏名及び住所(4号)

税理士法人の社員は、税理士でなければならない。

社員は、会社債権者に対して直接・無限・連帯の責任を負うため、その税理士たる社員の氏名、住所を記載する。

社員の出資に関する事項(5号)

税理士法人には、その活動の基礎となる財産が当然に必要であるので、社員は出資義務を負う。出資については、財産出資(金銭、現物)のほか、信用、労務の出資が認められている。

定款には、金銭、現物、信用、労務の種類だけでなく、その客体(金銭出資の額、現物出資の対象たる土地等の所在地・面積等)を具体的に記載することが必要である。労務出資の場合は、労務内容・時間の具体的表示が必要である。信用出資の場合は、「信用」とだけ記載すれば足りる。労務・信用の出資額については、定款に記載されるのみで貸借対照表の資本金には含まれない。

業務の執行に関する事項(6号)

税理士法人の社員はすべて業務を執行する権利を有し、義務を負う(法48条の11)。そのため、総社員の同意をもって代表社員を定めた場合であっても、代表権限により他の社員の業務執行権限を制限することはできない。

なお、代表者の定めの有無や、各社員が業務をどのように分担して執行するかは、定款や社員の過半数の決議により決めることになる。

また、業務の執行とは、税理士法人の本来の業務である税理士業務や税理士法人の経営に関する契約締結等の法律行為及び帳簿の作成(法41条) 使用人の管理・監督(法41条の2)等の事実行為も含むものとされている。

(4) 設立登記

税理士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない（法 48 条の 7 第 1 項）。主たる事務所の所在地において、この登記をすることによって、税理士法人が成立する（法 48 条の 9）。すなわち、設立の登記が成立要件になる。

登記事項は、次のようになる（組合等登記令 2 条、
は、定款で定められる相対的記載事項）。

目的及び業務

名称

社員（税理士法人を代表すべき社員を除く）の氏名及び住所

事務所の所在場所（従たる事務所を含む）

代表権を有する者の氏名、住所及び資格

存続期間又は解散の事由

(5) 設立の届出

税理士法人は、成立した時は、成立の日から 2 週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない（法 48 条の 10 第 1 項）。

3 . 税理士法人の社員

(1) 社員の資格

税理士法人の社員は、税理士でなければならない（法 48 条の 4 第 1 項）。これは、税理士法人が、税理士という身分を有する者についてのみ税理士業務を取り扱うことを認めた税理士法の特例として位置づけられるからである。

ただし、次に掲げる者は、税理士法人の社員となることができない（法 48 条の 4 第 2 項）。

懲戒処分（法 43 条、45 条、46 条）により、業務停止処分を受けている税理士で、当該業務停止の期間を経過しない者

違法行為等についての処分（法 48 条の 20 第 1 項）により、税理士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前 30 日以内にその社員であった者でその処分の日から 3 年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しない者

(2) 社員の加入・脱退

税理士法人に新たに社員が加入する場合には、総社員の同意が必要である。新たに加入した社員の氏名等は、定款の絶対的記載事項であるので、定款の変更をしなければならない。

なお、社員の脱退には、法定脱退と任意脱退とがある。

法定脱退

税理士法人の社員は、次に掲げる理由によって脱退する（法 48 条の 17）。

(ア)業務廃止や死亡、登録取消しの処分等により、税理士の登録が抹消（法 48 条の 17）されたとき

(イ)定款に定める脱退理由が発生したとき(定年に達したとき等)

(ウ)総社員の同意があったとき

(エ)除名（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 859 条）

なお、除名は社員の意思に反して社員資格を奪う行為であるため、社員が以下の事由に該当する場合に当該社員以外の社員の過半数の決議をもって、当該社員の除名を裁判所に請求することができ、判決以外では除名することができない。

(a)出資の義務を履行しなかったとき

(b)競業の禁止（法 48 条の 14 第 1 項）に違反したとき

(c)業務の執行にあたって不正の行為をしたとき

(d)税理士法人を代表するにあたり、不正の行為をし、または権利なくして税理士法人を代表したとき

(e)その他重要な義務を尽くさなかったとき

任意脱退

社員は、定款で存続期間を定めなかったとき又はある社員の終身の間存続することを定めたときは、6ヶ月前に予告することによって、脱退する理由の如何を問わず、事業年度の終了時に脱退することができる（法 48 条の 21、会社法 606 条第 1 項、同条第 2 項で定款記載可）。

また、存続期間等を定めたかどうかに関わらず、やむを得ない事由があれば、いつでも脱退することができる（法 48 条の 21、会社法 606 条第 3 項）。やむを得ない事由とは、社員間に信頼関係がなくなり不和確執を生じたときや業務の不振など、脱退しようとする社員の一身に関するものをいう。

(3) 社員たる地位の譲渡

税理士法人の社員たる地位は、譲渡することができる。その場合、他の社員全員の承諾が必要であるが、定款に別段の定めをすることも妨げられない（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 585 条 1 項・4 項）。ただし、税理士法人の社員は、税理士でなければならないので、税理士でない者に譲渡することはできない。

(4) 社員の責任

社員の責任内容

税理士法人の各社員は、税理士法人の財産をもって債権者に対する債務を完済することができないとき、又は税理士法人の財産に対する強制執行が効を奏しなかったときは、それぞれ連帯して税理士法人の債務を弁済する無限の責任を負う（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 580 条 1 項）。

しかし、その責任は、法人の財産をもってまず引当てとする二次的なものである。したがって、税理士法人に弁済の資力があり、かつ強制執行も容易であることを証明したときは、社員は免責される（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 580 条 1 項 2 号）。

加入社員、脱退社員等の責任

税理士法人の成立後に新たに加入した社員は、加入前に生じた税理士法人の債務についても責任を負うこととされている（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 605 条）。

脱退社員は、法人債権者保護のために、脱退の登記後 2 年間は、脱退登記前に生じた税理士法人の債務について責任を負う（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 612 条）。

なお、税理士法人が解散して清算手続に入った場合でも、清算の進行とは関係なく、社員は、解散の登記後 5 年間は、無限連帯責任を負う（法 48 条の 21 第 2 項、会社法 673 条 1 項）。

(5) 社員等の禁止行為

競争の禁止・他の税理士法人への加入禁止

税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となってはならない（法 48 条の 14 第 1 項）。

税理士法人の社員がこの規定に違反して自己又は第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行ったときは、当該業務によって当該社員又は第三者が得た利益の額は、税理士法人に生じた損害の額と推定する（法 48 条の 14 第 2 項）。そのため、当該社員はこの推定を覆せない限り、税理士法人に対し当該損害額を賠償する責任を負う。このほか、他の社員の決議をもって、除名の訴え又は税理士法人の社員の業務執行権若しくは代表権の消滅の訴えを裁判所に請求されることがある（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 859 条～862 条）。

利益相反取引の制限

社員は、他の社員の過半数決議がない限り、自己又は第三者のために、税理士法人と取引をすることができない（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 595 条 1 項 1 号）。また、社員が税理士法人を代表して社員個人の債務を保証したり引受けしたりする行為、その他税理士法人と社員の利益が相反する取引をする場合も、他の社員の過半数決議がなければすることができない（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 595 条 1 項 2 号）。

なお、補助税理士は、税理士法人の使用者であるため、この規定は適用されない。

補助税理士の扱い

補助税理士は、税理士法人の行う税理士業務に関しては、補助者として自己の名において税務代理等の税理士業務を行うこととなる。

なお、使用人である税理士が、申告書を作成した場合の署名・押印については、税理士法人の名称を記載すると共に補助者として税理士個人が署名・押印することになる（法 33 条、規 16 条、基通 33-1）。

4．税理士法人の業務

(1) 税理士法人の業務範囲

税理士法人の業務範囲は、次のようになる（法 48 条の 5、48 条の 6）が、の税理士業務は、その設立目的から当然に行う業務となる。また、～ は、定款に記載がなければ、その業務を行うことができない。

税理士法第 2 条第 1 項に規定する税理士業務(税務代理、税務書類の作成、税務相談)

税理士法第 2 条第 2 項に規定する税理士業務に付随して行う財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する業務(他の法律で制限されているものを除く)

税理士法施行規則第 21 条に規定する税理士業務に付随しないで行う財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する業務(他の法律で制限されているものを除く)

税理士法第 2 条の 2 第 1 項に規定する補佐人事務の受託業務

また、個人たる税理士が行い得る不動産管理業、損害保険等の代理店、会計事務関連用品・パソコン等の物品販売業等の周辺業務は、税理士法人が行うことはできない。

(2) 業務執行権

税理士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う（法 48 条の 11）。

なお、総社員の同意をもって代表社員を定めた場合であっても、代表権限により他の社員の業務執行権限を制限することができない。

そして、税理士法人の社員は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行い、また、法令及び定款を遵守し、税理士法人のため忠実にその職務を行わなければならない（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 593 条 1 項・2 項）。

また、社員は、税理士法人又は他の社員の請求があるときは、いつでもその職務の執行の状況を報告し、その職務が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 593 条 3 項）。

社員が、このような法令・定款上の義務に違反したときは、税理士法人に対し、連帯して、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととされている（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 596 条）。

(3) 代表社員

税理士法人の業務執行権を有する社員は、原則として各自が法人を代表するが、総社員の同意(定款又は定款の定めに基づく社員の互選)によって、代表社員を定めることができる（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 599 条 1 項～3 項）。

代表権は、税理士法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限に及ぶものであり、これを制限しても善意の第三者には対抗することができない（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 599 条 4 項・5 項）。なお、税理士法人を代表するにあたり不正の行為等がなされたときや、代表することが著しく不適任なときは、当該代表社員以外の社員の過半数の決議をもって、代表権の消滅の訴えを提起することができる(法 48 条の 21 第 1 項、会社法 860 条～862 条)。

(4) 業務の執行方法

税理士法人の行う業務のうち、税理士業務はその法人の社員税理士や補助税理士が行うので、税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない（法 48 条の 15）。

財務に関する業務の取扱い

財務に関する業務は、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されているものを除くが、「税理士業務に付随して行う業務」には、コンサルタント業務や他の法令の規定により税理士が業として行える業務(社会保険労務士業務等)をいい、「税理士業務に付随しないで行う業務」には、現物出資財産等の価額証明業務や会計参与業務等をいうと限定的に解されている。

これらの業務のうち、会計参与業務は、税理士法人が受託し、社員の中から

職務執行者を選任して行うこととなる。

補佐人業務の取扱い

「租税に関する事項について、補佐人として行うことができる業務」は、税理士法人が受託し、委託者に対し、税理士法人の社員たる税理士又は使用人たる税理士のうちからその補佐人を選任させなければならない（法 48 条の 6）。

(5) 税理士法人の事務所

社員の常駐義務

税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければならない（法 48 条の 12）。常駐の対象は、主たる事務所のほか、従たる事務所を含む（基通 48 の 21-1）。常駐しなければならないのは、社員たる税理士であって、補助税理士では要件を満たさない。

なお、ここにいう「常駐」とは、事務所における執務が常態となっていることを意味すると解される。また、常駐する社員税理士は、1 事務所あたり 1 名で足りる。

従たる事務所の設置

税理士法人については、複数事務所の設置は禁止されておらず、また、その事務所も主たる事務所の区域に限定されていない。

税理士法人は、所属税理士会の区域外に従たる事務所を設け、従たる事務所の所在地において事務所設置の登記をした時に、従たる事務所の所在する区域の税理士会の会員となる（法 49 条の 6 第 3 項）。

事務所の移転又は廃止

税理士法人がその事務所を移転又は廃止したことにより、所属税理士会の区域に事務所がなくなったときは、旧所在地において移転又は廃止の登記をした時に当該税理士会を退会したことになる。

また、所属税理士会を退会することになった会員は、その旨を記載した退会届を所属税理士会に提出しなければならない。

(6) 会計帳簿

税理士法人は、会計帳簿と貸借対照表を作成することが義務付けられる（法 48 条の 21 第 1 項、会社法 614 条～619 条）。そして、会計帳簿には、税理士法人成立の時と毎会計年度における業務上の財産とその価額、業務上の財産に影響を及ぼすべき事項を適時に、正確に記載し、貸借対照表は、成立の時及び毎会計年度において会計帳簿に基づいて作成することを要する。

この会計帳簿や貸借対照表その他の計算書類は、10 年間の保存義務がある

(法 48 条の 21 第 1 項、会社法 615 条 2 項、617 条 4 項)。

(7) 税理士法人の権利義務

税理士法人には、自然人に限定されるものを除き、税理士の権利及び義務等に関する規定が準用される(法 48 条の 16)。

準用される事項は、税理士の使命、税務代理の権限の明示、特別の委任を要する事項、調査の通知、意見の聴取、脱税相談等の禁止、信用失墜行為の禁止、会則を守る義務、帳簿作成の義務、使用人等に対する監督義務、助言義務がある。

また、税理士法人の成立、定款の変更、合併以外の事由による解散、合併の際には、事由が発生した日から 2 週間以内に、本店所在地の税理士会を經由して日本税理士会連合会へ届け出る義務が課されている(法 48 条の 10 第 1 項、48 条の 13 第 2 項、48 条の 18 第 3 項、48 条の 19 第 3 項)。

5 . 税理士法人の解散

税理士法人は、破産の場合を除き、解散によって清算手続に入り、清算の終了によって法人格が消滅する。

(1) 解散事由

税理士法人は、次に掲げる理由によって解散する(法 48 条の 18 第 1 項)。

定款に定める理由(1号)

存続期間の満了、特定の社員の死亡等である。

総社員の同意(2号)

税理士法人は、社員の自主的決定によって解散できるが、その要件は、社員全員の同意である。同意の方法については、特別の制限はない。

他の税理士法人との合併(3号)

税理士法人の合併には、吸収合併と新設合併とがある。吸収合併の場合は、吸収法人が存続し、被吸収法人は当然に解散して清算手続を要せずに直ちに消滅する。これに対し、新設合併の場合は、新たに法人が設立され、合併当事者たる法人は当然に解散し清算手続を要することなく消滅する。

破産手続開始の決定(4号)

税理士法人が破産宣告を受けたときは、当然に解散する。そして、破産手続によって処理がなされ、破産終結によって消滅する。なお、税理士法人は、社員が無限連帯責任を負うので、法人の破産手続開始原因は社員が支払不能の場合に限る(法 48 条の 21 第 6 項、破産法 16 条 2 項)。

解散を命ずる裁判（5号）

これには、解散の命令（法48条の21第3項）と解散の訴え（法48条の21第5項）の双方が含まれる。解散の命令は、税理士法人が期待された社会的任務を果たさず公益を害するに至ったときに、非訟事件手続によって法人格を剥奪するものである（会社法824条、826条、868条1項、870条13号、871条本文、872条4号、873条本文、875条、876条、904条、937条1項3号口）。解散の訴えは、税理士法人が自治的能力を喪失した場合に、社員の訴えによって裁判所が判決をもって解散を命ずるものである（会社法833条2項、834条21号、835条1項、837条、838条、846条、937条1項1号リ）。

違法行為等についての処分（法48条の20第1項）の規定による解散の命令（6号）

税理士法人は、その設立の方式を準則主義としている。しかし、財務大臣は、税理士法人が設立の要件を欠いている場合や運営が著しく不当と認められる場合は、国民に対する行政の責任を全うする意味からも、その解散を命ずることができることとされた。

また、上記 ~ の解散理由のほかに、社員が1人になり、そのなった日から引き続き6月間その社員が2人以上にならなかった場合においても、その6月を経過した時に解散する（法48条の18第2項）。

(2) 届出

税理士法人は、合併と除名の懲戒処分による場合を除き、解散の日から2週間以内に、その旨を、本店所在地の所属税理士会を經由して、日本税理士連合に届け出なければならない（法48条の18第3項）。また、合併についても同様の規定がある（法48条の19第3項）。なお、懲戒処分については届出がなくとも当然知りうるため、この届出の必要がない。

6. 税理士法人の懲戒・罰則

(1) 税理士法人の懲戒手続の概要

税理士法人の懲戒処分は、税理士と同様であるが、税理士法人が自ら懲戒を受ける場合と、その税理士法人の社員税理士が懲戒を受ける場合がある。

税理士法人の違法行為等についての処分

財務大臣は、税理士法人が税理士法若しくは税理士法に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は

解散を命ずることができる（法 48 条の 20 第 1 項）。

税理士法人の社員等に対する懲戒処分

税理士法人を処分する場合において、その税理士法人の社員等につき、税理士法第 45 条(脱税相談等をした場合の懲戒)、第 46 条(一般の懲戒)に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対しても、懲戒処分を併せて行うことができる（法 48 条の 20 第 4 項）。

税理士法人が懲戒処分を受けた場合の社員等への影響

所属する社員等は、自ら懲戒処分を受けない限り個人的に懲戒処分の責めを負うことはないが、税理士法人が解散処分を受けた場合、当該税理士法人の社員または使用人である税理士という立場を失うこととなるし、業務停止処分を受けた場合、停止期間中は当該税理士法人としては税理士業務を行うことはできないため、実質的に被る影響は大きいといえる。

社員が懲戒処分を受けた場合

社員税理士等が懲戒処分に付された場合においても、税理士法人が自ら懲戒処分の対象とならない限り、懲戒処分の効力は税理士法人には及ばない。

(2) 過料罰金

税理士法人の社員等が一定の事項に違反した場合には、その者に対し 30 万円以下若しくは 100 万円以下の過料又は 30 万円以下若しくは 100 万円以下の罰金を科す（法 62 条、64 条～65 条）。

(3) 両罰規定

税理士法人の代表者、使用人その他の従業者がその税理士法人の業務に関し、違反行為をしたときは、その行為者を罰する(懲役又は罰金刑)ほか、その税理士法人に対し罰金刑を科す（法 63 条）。

7. 税理士法人の収入

日本税理士会連合会が、平成 16 年 4 月に全国の税理士会員及び税理士法人会員を対象として実施した「第 5 回税理士実態調査報告書」によると、税理士法人の収入については、以下のような結果がでている。

(1) 税理士法人の収入金額

回答を寄せた 233 税理士法人の中で最も多いのは、「1 億円以上」で 85 件(36.5%)、次いで「5,000 万円以上」が 64 件(27.5%)であった。「10 億円以上」は 2 件、「7 億円以上」が 1 件で、税理士法人の平均収入金額は約 1 億 4,700 万

所属ブロック	回答数	16 税理士法人の収入金額																	
		5,000万円未満		5,000万円以上		1億円以上		2億円以上		3億円以上		5億円以上		7億円以上		10億円以上		無記入	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
合計	233	39	16.7%	64	27.5%	85	36.5%	20	8.5%	12	5.2%	4	1.7%	1	0.4%	2	0.9%	6	2.6%
東京会	45	5	11.1%	16	35.6%	19	42.2%	3	6.7%			1	2.2%					1	2.2%
東京地方会・千葉県会	24	9	37.5%	7	29.2%	5	20.8%	2	8.3%									1	4.2%
関東信越会	26	3	11.5%	4	15.4%	13	50.1%	4	15.4%	1	3.8%			1	3.8%				
近畿会	41	6	14.7%	14	34.1%	12	29.3%	3	7.3%	1	2.4%					2	4.9%	3	7.3%
北海道会、東北会	21	2	9.5%	7	33.3%	7	33.3%	2	9.5%	1	4.8%	2	9.5%						
名古屋会、東海会、北陸会	34	4	11.8%	8	23.5%	13	38.3%	3	8.8%	5	14.7%							1	2.9%
中国会、四国会	18	2	11.1%	6	33.3%	8	44.4%	1	5.6%			1	5.6%						
九州北部会、南九州会、沖縄会	22	8	36.4%	1	4.5%	7	31.8%	2	9.1%	4	18.2%								
所属ブロック不明	2			1	50.0%	1	50.0%												

なお、開業税理士の収入金額については、回答者 24,229 人の中で最も多いのは、「500 万円未満」で 6,314 人(26.1%)、次いで「1,000 万円以上」が 4,083 人(16.9%)、「500 万円以上」が 3,277 人(13.5%)であった。開業税理士の平均収入金額は約 2,690 万円であった。

税理士会	回答者数	26 税理士の業務に係る収入金額																							
		1,500万円未満		1,500万円以上		1,1,000万円以上		2,000万円以上		3,000万円以上		4,000万円以上		5,000万円以上		7,000万円以上		1億円以上		2億円以上		3億円以上		無記入	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
合計	24229	6314	26.1%	3277	13.5%	4083	16.9%	2811	11.6%	1868	7.7%	1382	5.7%	1492	6.2%	1093	4.5%	754	3.1%	97	0.4%	22	0.1%	1036	4.3%
東京	4180	800	19.1%	557	14.3%	829	19.8%	573	13.7%	388	9.2%	249	6.0%	253	6.1%	160	3.8%	123	2.9%	14	0.3%	6	0.1%	180	4.5%
東京地方	1714	408	23.7%	214	12.5%	305	17.8%	221	12.9%	140	8.2%	113	6.6%	110	6.4%	80	4.7%	63	3.7%	7	0.4%	1	0.1%	54	3.2%
千葉県	881	318	36.1%	156	15.4%	151	17.1%	80	9.1%	44	5.0%	36	4.1%	27	3.1%	30	3.4%	23	2.6%	1	0.1%	1	0.1%	34	3.8%
関東信越	3065	878	28.6%	368	12.0%	442	14.4%	329	10.7%	227	7.4%	172	5.6%	212	6.9%	167	5.4%	130	4.2%	25	0.8%	3	0.1%	112	3.7%
近畿	5353	1390	26.0%	779	14.6%	956	17.9%	640	12.0%	399	7.5%	280	5.2%	302	5.6%	288	4.4%	119	2.2%	11	0.2%	5	0.1%	234	4.4%
北海道	762	227	29.8%	104	13.6%	112	14.7%	75	9.8%	46	6.0%	43	5.6%	54	7.1%	48	6.3%	20	2.6%	2	0.3%	1	0.1%	30	3.9%
東北	1288	412	32.0%	196	15.2%	190	14.8%	109	8.5%	87	6.8%	65	5.0%	77	6.0%	56	4.3%	50	3.9%	4	0.3%			42	3.3%
名古屋	1105	264	23.9%	134	12.1%	200	18.1%	143	12.9%	98	8.9%	83	7.5%	75	6.8%	40	3.6%	29	2.1%	2	0.2%	1	0.1%	42	3.8%
東海	1485	356	24.0%	148	10.0%	244	16.4%	173	11.6%	136	9.2%	106	7.1%	121	8.1%	76	5.1%	58	3.9%	3	0.2%	1	0.1%	63	4.2%
北陸	487	155	31.8%	48	9.9%	65	13.3%	43	8.8%	39	8.0%	24	4.9%	30	6.2%	22	4.5%	21	4.3%	11	2.3%	1	0.2%	28	5.7%
中国	1407	414	29.4%	183	13.7%	215	15.3%	142	10.1%	95	6.8%	82	5.8%	81	5.8%	65	4.6%	46	3.3%	4	0.3%			70	5.0%
四国	541	151	27.9%	87	16.1%	72	13.3%	81	11.3%	39	7.2%	29	5.4%	30	5.5%	17	3.1%	14	2.6%	2	0.4%	1	0.2%	38	7.0%
九州北部	1111	318	28.6%	155	14.0%	176	15.8%	125	11.3%	79	7.1%	47	4.2%	58	5.2%	54	4.9%	36	3.2%	4	0.4%	1	0.1%	58	5.2%
南九州	681	165	24.2%	101	14.8%	102	15.0%	77	11.3%	46	6.8%	47	6.9%	50	7.3%	34	5.0%	20	2.9%	6	0.9%			33	4.8%
沖縄	169	60	35.5%	17	10.1%	24	14.2%	20	11.8%	7	4.1%	6	3.6%	12	7.1%	6	3.6%	8	4.7%	1	0.6%			8	4.7%

(2) 税理士法人の収入内訳

回答を寄せた 233 税理士法人の中で最も多い収入内訳は、「税理士業務による収入」で、78.4%であった。次いで「税理士業務に付随して行う会計業務による収入」で、18.6%であった。

所属ブロック	回答数	17. 税理士法人の収入内訳					
		回答 件数	税理士 業務による 収入	税理士業務に 付随して行う 会計業務に よる収入	税理士業務に 付随しないで 行う会計業務に よる収入	補佐人業務に よる収入	その他による 収入
合計	233	202	78.4%	18.6%	1.7%		1.1%
東京会	45	37	77.5%	19.1%	1.2%		0.9%
東京地方会・千葉県会	24	21	84.0%	14.0%	1.9%		0.1%
関東信越会	26	24	76.9%	22.1%	0.9%		0.7%
近畿会	41	36	82.1%	16.1%	0.8%	0.1%	1.0%
北海道会、東北会	21	20	71.7%	22.6%	3.8%		2.0%
名古屋会、東海会、北陸会	34	29	77.9%	19.5%	1.8%		1.5%
中国会、四国会	18	15	65.1%	28.2%	5.9%	0.3%	1.0%
九州北部会、南九州会、沖縄会	22	19	87.1%	11.0%			1.9%
所属ブロック不明	2	1	100.0%				

(参考文献)

近畿税理士会 「税理士法人の手引」

近畿税理士会 「Web税理士法」

日本税理士会連合会 「税理士法人の設立・運営」ぎょうせい

日本税理士会連合会 「第5回税理士実態調査報告書」

「税務士法」

[施行 2011.8.3] [法律第 10624 号、2011.5.2,一部改正]

第 4 章の 2 税務法人<新設 2002.12.30>

第 16 条の 3(設立) 税務士はその職務を組織的で専門的に遂行するために税務法人を設立することができる。

税務法人の定款には次の各号の事項を書かなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 主事務所と分事務所の所在地
4. 社員および理事の姓名・住民登録番号および住所
5. 出資 1 座の金額
6. 各社員の出資座数
7. 資本金総額
8. 欠損金補填に関する事項
9. 社員総会に関する事項
10. 代表理事に関する事項
11. 業務に関する事項
12. 存立時期や解散理由を定めた場合にはその時期と理由[全文改正 09.1.30]

第 16 条の 4(税務法人の登録)

税務法人がその職務を遂行しようとするなら大統領令に定めるところにより企画財政副長官に登録しなければならない。

第 1 項にともなう登録をしようとする税務法人は次の各号の要件を整えなければならない。

1. 第 16 条の 5 により社員と理事などを置くこと
2. 第 16 条の 6 第 1 項により資本金が 2 億ウォン以上であること
3. 登録申請書類の内容がこの法またはこの法にともなう命令に違反しないこと
4. 登録申請書類に偽りで書いた事項がないこと

企画財政副長官は登録申請をした者が第 2 項にともなう要件を整えなければ登録を拒否することができるし、登録申請書類にそろえられない事項がある場合には期間を定めて補完を要請することができる。

第 1 項にともなう税務法人の登録の手続きと具備書類などに必要な事項は大統領令に定める。[全文改正 2009.1.30]

施行令) 第 14 条の 2(税務法人の登録) 法第 16 条の 4 第 1 項の規定によって税務法人の登録をしようと思う者は企画財政部令が決める税務法人登録申込書に次の各号の書類を添付して企画財政副長官に提出しなければならない。

2.代表理事の履歴書

3.理事および所属税務士の登録番号および登録日が記載された書類

4.資本金の納入を証明する書類(現金出資の場合「銀行法」による銀行が発行した資本金納入証明書、現物出資の場合、その履行を証明する書類および公認された鑑定機関の鑑定評価書)

5.主事務所と分事務所(分事務所を置く場合に限る)の設置予定地が記載された書類

企画財政副長官は第 1 項の規定による登録申請がある場合には法第 16 条の 4 第 3 項に該当する場合を除いて企画財政部令が決める税務法人登録部に登録しなければならない。 <改正 2008.2.29>

企画財政副長官は第 2 項の規定によって税務法人登録部に登録された者に対し企画財政部令が決める税務法人登録証を交付しなければならない。 <改正 2008.2.29>[本条新設 2002.12.30]

第 16 条の 5(社員および理事など) 税務法人の社員は税務士であるべきで、その数は 3 人以上でなければならない。

税務法人は 3 人以上の理事を置かなければならない。この場合次の各号のいずれか一つに該当する者は理事になることはできない。

1.社員ではない者

2.第 17 条により職務停止命令を受けた後その職務停止期間中にある者

3.第 16 条の 15 第 1 項により登録が取消しになったり業務が停止した税務法人の理事だった者(登録取消しや業務停止の理由が発生した時の理事だった者に限定する)として登録取り消し後 3 年が経過していなかったり業務停止期間中にある者

税務法人は理事と職員のうち、5人以上が税務士でなければならない。

第 3 項にともなう税務士のうち、理事でない税務士(以下"所属税務士"という)は第 17 条により職務停止命令を受けた後その停止期間中でない者でなければならない。

税務法人は大統領令に定めるところにより代表理事を置かなければならない。

税務法人の社員が次の各号のいずれか一つに該当することになれば当然その法人から脱退される。

1.第 7 条により登録が取消しになった場合

2.定款に定めた理由が発生した場合

3.社員総会の決議がある場合[全文改正 2009.1.30]

施行令)第 14 条の 3(税務法人の代表理事)法第 16 条の 5 第 5 項の規定によって税務法人には 3 人以内の代表理事を置かなければならない。[本条新設 2002.12.30]

第 16 条の 6(資本金など) 資本金は 2 億ウォン以上でなければならない。

税務法人は直前事業年度末、貸借対照表の資産総額で借金総額を引いた金額が第 1 項の資本金に達しなければ達しない金額を毎事業年度が終了した後、6 ヶ月以内に社員の贈与で補填したり、増資しなければならない。

第 2 項により贈与した場合にはこれを特別利益として計上する。

企画財政副長官は税務法人が第 2 項にともなう補填や増資をしない場合には期間を定めて達しない金額を補填したり増資することを命じることができる。第 16 条の 7(損害賠償準備金など) 税務法人はその職務を遂行して委任人に損害を負わせた場合、その損害に対する賠償責任を保障するために大統領令に定めるところにより事業年度ごとに損害賠償準備金を積み立てたり、損害賠償責任保険に加入しなければならない。

第 1 項にともなう損害賠償準備金または、損害賠償責任保険は企画財政副長官の承認なしに損害賠償以外の他の用途で使用してはならず、その保険契約を解除したり解約してはならない。[全文改正 2009.1.30]

施行令)第 14 条の 4(損害賠償準備金の積み立てなど) 税務法人は法第 16 条の 7 第 1 項の規定により当該事業年度総売上額の 100 分の 2 に該当する金額を毎事業年度ごとに損害賠償準備金で積み立てたり当該税務法人に対する補償限度が第 1 号の金額から第 2 号の金額を差し引きした金額以上である損害賠償責任保険に加入しなければならない。 <改正 2004.4.6>

1. 当該税務法人に所属した税務士の数に 3 千万ウォンをかけて算出した金額
2. 当該税務法人が損害賠償準備金として積み立てした金額

税務法人は第 1 項の規定による損害賠償準備金を直前 2 期事業年度および当該事業年度総売上額平均の 100 分の 10 に該当する金額に達する時まで積立しなければならない。

税務法人は損害賠償準備金の使用で理事または、所属税務士を含んだ職員に求償権を行使した場合、その求償した金額を損害賠償準備金に計上しなければならない。

税務法人は第 1 項の規定によって損害賠償責任保険に加入した場合には証憑書類を整えて税務士会の場にその事実を通知しなければならない。 <新設 2004.4.6>[本条新設 2002.12.30]

第 16 条の 8(他の法人への出資制限など)

税務法人は自己資本に大統領令に定める比率をかけた金額を超過して他の法人に出資したり他の人のための債務保証をしてはならない。

第 1 項の自己資本は直前事業年度末貸借対照表の資産総額で借金総額(損害賠償準備金は除く)を引いた金額をいう。[全文改正 2009.1.30]

施行令)第 14 条の 5(他法人出資の制限など)法第 16 条の 8 第 1 項の規定によって税務法人が他法人に出資したり他人のために債務を保証した金額の合計額は法第 16 条の 8 第 2 項の規定による自己資本(以下二条で"自己資本"という)の 100 分の 25(他人のための債務保証額は自己資本の 100 分の 10)に該当する金額を超過してはならない。ただし、

自己資本から損害賠償準備金を差し引きした金額が2億ウォンを超過する場合にはその超過金額の100分の50に該当する金額の範囲内で他法人に出資することができる。[本条新設 2002.12.30]

第16条の9(名称) 税務法人はその名称に税務法人という文字を使わなければならない。

第16条の4第1項により登録した税務法人ではない者は税務法人でもこれと似た名称を使用できない。

[全文改正 2009.1.30]

第16条の10(事務所) 税務法人は大統領令に定めるところにより主事務所の他に分事務所を置くことができる。

税務法人の理事所属税務士は所属した税務法人の他に別に事務所を置くことはできない。[全文改正 2009.1.30]

施行令第14条の6(分事務所) 法第16条の10第1項の規定によって分事務所を設置する税務法人は各分事務所に1人以上の理事の税務士が常勤するようにななければならない。[本条新設 2002.12.30]

第16条の11(業務遂行の方法) 税務法人は法人の名義で業務を遂行して、業務を遂行する時にはその業務を担当する税務士を指定しなければならない。ただし、所属税務士を指定する場合にはその所属税務士とともに理事を共同で指定しなければならない。

第1項により指定された理事または、所属税務士は指定された業務を遂行する時、各自その税務法人を代表する。

税務法人がその業務に関して作成する文書には法人の名義を表示して、その業務を担当する税務士が記名捺印しなければならない。[全文改正 2009.1.30]

第16条の12(兼業の禁止) 税務法人の理事または、所属税務士は自分や第三者のためにその税務法人の業務範囲に属する業務を遂行したり他の税務法人の理事または、所属税務士になってはならない。

税務法人の理事または、所属税務士だった者はその税務法人に所属した期間中にその税務法人が遂行したり遂行を承諾した業務に関しては退職後税務士の業務を遂行することはできない。ただし、その税務法人が同意すればそうでない。

[全文改正 2009.1.30]

第 16 条の 13(解散) 次の各号のいずれか一つに該当する事由で解散する。

1. 定款に定めた事由の発生
2. 社員総会の決議
3. 合併
4. 登録取消し
5. 破産
6. 裁判所の命令または、判決

税務法人は第 1 項各号(第 4 号の登録取消しは除く)の解散事由が発生した時にはその事実を企画財政副長官に知らせなければならない。

税務法人は第 1 項各号(第 3 号の合併は除く)の解散事由で解散する場合、第 16 条の 7 第 1 項により積み立てた損害賠償準備金の金額(解散直前事業年度末貸借対照表上の金額をいう)に該当する金額を第 18 条により設立された税務士会に別に預けておかなければならない。

第 3 項にともなう預り金の管理と運営に必要な事項は大統領令に定める。

施行令)第 14 条の 7(預り金の管理・運用) 税務法人が法第 16 条の 13 第 3 項の規定によって税務士会に損害賠償準備金に該当する金額(以下二条で"預り金"という)を預けておく場合には返還される者(以下二条で"預置者"という)を指定して預り金であることを明示して預けておかなければならない。

第 1 項の規定によって、預り金を預けておく場合、預置者は解散当時の各社員とし、預置者別予預り金は解散当時の各社員の出資に比例して各々計算する。

税務士会は預り金を税務士会の他の財産と区分して経理するものの、預置者別に区分しなければならない。

税務士会は解散した税務法人から損害をこうむった者が損害賠償の確定判決や裁判上和解の理由でその証拠書類を添付して預り金の支給を申請する場合、申請日から 1 月以内に預り金の限度内でこれを支給しなければならない。

税務士会は預り金を「銀行法」による銀行などに預託したり国・公債および元利金の支給が保証された社債を購入する方法などで運用しなければならない。

税務士会は預り金の実質残額を預置日から 3 年が経過した日(以下二条で"返還日"という)以後これを預置者に返還しなければならない。ただし、返還日現在の損害賠償責任と関連した訴訟が進行中の場合には当該訴訟の確定判決または、再弁償和解による預り金の支給が終了した日以後返還しなければならない。

第 1 項ないし第 6 項の他に預り金の管理・運営に関して必要な事項は、税務士会が決める。[本条新説 2002.12.30]

施行規則)第 13 条の 4(税務法人解散事由の通知)法第 16 条の 13 第 2 項の規定によって税務法人が解散事由発生事実を通知しようとする場合には別紙第 14 号 5 書式の通知書に次の書類を添付して国税庁長に提出しなければならない。

1. 社員総会議事録写本 1 部
2. 法第 16 条の 13 第 3 項の規定によって税務士会に損害賠償準備金を預けておいた事実を証明する書類 1 部(合併の理由で解散する場合を除く)[本条新設 2003.3.5]

第 16 条の 14(定款変更の申告)税務法人は第 16 条の 3 第 2 項にともなう定款の記載事項のうち、次の各号の事項を変更すれば、遅滞なく企画財政副長官に申告しなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 主事務所と分事務所の所在地
4. 社員および理事の姓名と住民登録番号
5. 資本金総額(資本金が減少した場合のみをいう)
6. 代表理事に関する事項
7. 業務に関する事項[全文改正 2009.1.30]

施行規則)第 13 条の 5(税務法人の定款変更申告)法第 16 条の 14 により税務法人が定款変更を申告しようとする場合には、別紙第 14 号の 6 書式の申告書に次の各号の書類を添付して国税庁長に提出しなければならない。この場合、国税庁長は「電子政府法」第 36 条第 1 項にともなう行政情報の共同利用を通じて、申告法人の法人登記事項証明書を確認しなければならない。

1. 新・旧定款各 1 部
2. 削除<2006.7.5>
3. 社員総会議事録写本 1 部[本条新設 2003.3.5]

第 16 条の 15(登録取消しなど) 企画財政部長官は税務法人が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その登録を取消したり、1 年以内の期間を定めて税務代理の全部または、一部の業務停止を命じることができる。ただし、第 1 号から第 3 号までのいずれか一つに該当する場合にはその登録を取消さなければならない。

1. 偽りやその他の不正な方法で第 16 条の 4 第 1 項にともなう登録をした場合
2. 第 16 条の 5 第 1 項から第 3 項までまたは、第 16 条の 6 第 1 項にともなう要件を充足できなくなった税務法人が 6 ヶ月以内にこれを補完しない場合
3. 業務停止命令を違反して業務を遂行した場合
4. 第 16 条の 6 第 4 項にともなう企画財政部長官の補填命令または、増資命令を履行しない場合
5. 第 16 条の 5 第 4 項・第 5 項、第 16 条の 7、第 16 条の 8、第 16 条の 9 第 1 項、第 16 条の 11 または、第 16 条の 14 に違反したり第 16 条の 16 第 1 項により準用される第 11 条、第 12 条、第 12 条の 2 から第 12 条の 4 まで、第 14 条および第 15 条を違反した場合

企画財政部長官は第 1 項により税務法人の登録を取消そうとするなら、聴聞を実施しなければならない。[全文改正 2009.1.30]

第 16 条の 16(税務法人に関する準用)

税務法人に関しては第 10 条から第 12 条まで、第 12 条の 2 から第 12 条の 4 まで、第 14 条、第 15 条および第 17 条第 4 項(税務法人が第 16 条の 15 第 1 項第 1 号に該当する場合は除く)を準用する。この場合"税務士"は"税務法人"で見、第 17 条第 4 項中"懲戒"は"登録取消および業務停止"で見。

税務法人に関してこの法に規定されない事項は「商法」のうち有限会社に関する規定を準用する。

[全文改正 2009.1.30]

付則<第 10805 号、2011.6.30>この法は「大韓民国とヨーロッパ連合およびその加盟国間の自由貿易協定」が発効される日から施行する。

(税務法人に関する準用)

「税務士法」

[施行 2011.8.3] [法律第 10624 号、2011.5.2,一部改正]

第 10 条(調査通知)税務公務員は第 9 条により提出された申告書・申込書・請求書を調査する必要があると認められれば該当税務士に調査する日時と場所を知らせなければならない。[全文改正 2009.1.30]

第 11 条(秘密厳守)税務士と税務士であった者または、その事務職員と事務職員だった者は他の法令に特別な規定がなければ職務上知ることになった秘密を漏洩してはならない。[全文改正 2009.1.30]

第 12 条(誠実義務) 税務士はその職務を誠実に遂行して品位を維持しなければならない。

税務士は故意に真実を隠したり偽りの陳述をできない。

[全文改正 2009.1.30]

第 12 条の 2(脱税相談などの禁止)税務士やその事務職員は納税者が詐欺やその他の不正な方法で租税を遁脱したり払い戻しまたは、控除を受けるようにすることに加担したりほう助してはならず、これを相談したりその他にこれと似た行為をしてはならない。[全文改正 2009.1.30]

第 12 条の 3(名義貸与などの禁止) 税務士は他の人に自らの姓名や商号を使って税務代理をするようにしたりその資格証や登録証を貸してはならない。

[全文改正 2009.1.30]

第 12 条の 4(事務職員) 税務士は職務の適正な遂行を補助するために事務職員を置くことができる。

税務士は職務を適正に遂行するために第 1 項による事務職員を指導して監督する責任がある。

事務職員の資格・人員・研修などに必要な事項は企画財政部令に定めることができる。 [全文改正 2009.1.30]

第 14 条(帳簿作成) 税務士は業務と関連した帳簿を作成して備えつけなければならない。 [全文改正 2009.1.30]

第 15 条(係争権利の譲り受け禁止) 税務士は係争権利を譲受できない。

[全文改正 2009.1.30]

第 5 章懲戒<改正 2009.1.30>

第 17 条(懲戒)

企画財政副長官は税務士が次の各号のいずれか一つに該当すれば税務士懲戒委員会の議決により第 2 項で定める懲戒を命じることができる。

1. この法を違反した場合
2. 税務士会の会則を違反した場合

税務士に対する懲戒の種類は次の各号と同じ。

1. 登録取り消し
2. 2 年以内の職務停止
3. 1 千万ウォン以下の過怠金
4. 譴責

企画財政副長官は税務士懲戒委員会に懲戒要求された税務士が第 7 条第 3 号および第 4 号により登録が取り消しになった場合には税務士懲戒委員会の議決により 5 年以内の期間を定めて第 6 条による登録を拒否することができる。

該当懲戒理由が発生した日から 3 年が過ぎた時には第 1 項から第 3 項までの規定による懲戒をすることができない。

企画財政副長官は税務士が第 2 項第 3 号による過怠金を納付期限までに納めなければ国税滞納処分の例により徴収することができる。

税務士懲戒委員会の構成と運営などに必要な事項は大統領令に定める。

[全文改正 2009.1.30]